

厚生労働省発医政 0524 第 6 号  
令和 4 年 5 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官  
( 公 印 省 略 )

令和 4 年度（令和 3 年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業費補助金の交付について

標記については、別紙「令和 4 年度（令和 3 年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症対応看護職員等の人材確保事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとされたので、通知する。

なお、貴職から貴管内の市区町村に対して通知するとともに、関係機関等に周知するようお願いする。